

佐賀県規則第30号

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県青少年健全育成条例施行規則（昭和52年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(立入調査職員)</p> <p>第12条 条例第28条第1項に規定する指定する職員は、次に掲げる者のうちから知事が指定する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育庁</u>の職員</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(立入調査職員)</p> <p>第12条 条例第28条第1項に規定する指定する職員は、次に掲げる者のうちから知事が指定する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育委員会事務局</u>の職員</p> <p>(3)・(4) 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。